

○羽島市市民菜園貸付要綱

平成18年3月31日

告示第30号の2

改正 平成22年6月1日告示第76号

改正 令和3年5月20日告示第199号

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑原用水幹線水路の暗渠化に伴う上部の有効利用並びに農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに農業に対する理解を深めることを目的に羽島市が行う市民菜園貸付け(以下「貸付け」という。)の実施及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2条 貸付けは、羽島市が実施するものとする。

(貸付対象菜園)

第3条 貸付けに係る菜園(以下「貸付菜園」という。)の所在及び地番は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、原則として3年とする。ただし、補欠者をもって補充するときは、前決定者の残存期間とする。
 - (2) 貸付けに係る賃料(以下「貸付賃料」という。)は、1区画当たり年間3,000円(消費税等を含む。)とする。ただし、市長が必要と認めるときは、減額することができる。
- 2 貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)は、貸付菜園において次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 建物又は工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 貸付菜園を第三者に転貸すること。
 - (4) 草花又は野菜等の栽培以外の用途に使用すること。
 - (5) 樹木及び多年性植物を栽培すること。
 - (6) 近隣の利用者及び第三者に迷惑をかけること。
 - (7) 前各号に掲げるほか、貸付けの円滑な実施及び運営の支障となること。

(募集方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、市の広報紙に掲載するほか、掲示板等による一般公募により行うものとする。

2 募集期間は、当該募集に係る貸付菜園を貸し付けることとなる日の6箇月前から10日間とする。

(申込方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、前条第2項に規定する期間内に市民菜園借受申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みをすることができる者は、羽島市内に住所を有する者とする。

3 第1項の申込みは、1世帯1名とする。

(選考方法)

第7条 市長は、前条の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

2 市長は、申込みをした者の数が募集した数を上回るときは、抽選により借受者を決定することとし、あわせて補欠者及び当該補欠とすべき順序を決定するものとする。

3 市長は、前2項により借受者を決定したときは、市民菜園貸付決定通知書(別記第2号様式)により当該者に通知するものとする。

(貸付賃料の納入)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により決定を受けた借受者は、第4条第1項第2号に規定する貸付賃料を次に掲げる納期限までに、納入しなければならない。

(1) 当該決定を受けた日の属する年度の貸付賃料は、その市民菜園決定通知書を受けた日から15日以内

(2) 当該決定の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の貸付賃料は、毎年度、年度分ごとにそれぞれ年度の4月30日

(貸付菜園の管理及び運営)

第9条 市長は、貸付菜園及び施設の適切な維持管理及び運営を図るため管理人を置くことができる。

2 管理人は、次の業務を行う。

(1) 貸付菜園及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示に関すること。

(2) 貸付菜園における作物の栽培等の指導に関すること。

(貸付決定の解除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付決定を解除することができる。

(1) 借受者が貸付決定の解除を申し出たとき。

- (2) 第4条第2項に規定する行為をしたとき。
- (3) 貸付菜園を正当な理由がなく耕作しないとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(貸付菜園の返還)

第11条 借受者は、第4条第1項第1号に規定する貸付期間が終了したとき、又は前条の規定による貸付決定の解除を受けたときは、速やかに貸付菜園を原状に復し、市長に届け出なければならない。

2 前項の返還の届け出があったとき、貸付菜園に残存している農作物又は資材等について
は、借受者は一切の権利を放棄したものとみなし、市は任意で処分することができる。

(貸付賃料の不還付)

第12条 既に納めた貸付賃料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由により貸付けができなくなったとき。
- (2) 市長が相当の理由があると認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月1日告示第76号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(令和3年5月20日告示第199号)

この告示は、令和3年5月20日から施行し、令和3年度から適用する。

別表

所在	地番
羽島市竹鼻町字西的場	1011番2の一部、1012番2の一部、1013番2の一部、1014番2の一部、1015番2の一部、1016番2の一部、1029番2の一部
羽島市竹鼻町字西野町	24番の一部
羽島市舟橋町字江北西	210番2の一部、211番2の一部、213番の一部、214番1の一部、215番3の一部、209番2地先から215番3地先の一部